

生出小学校いじめ対応マニュアル

平成 26 年 4 月 1 日（改訂令和 3 年 7 月 28 日）

仙台市立生出小学校

1 いじめ問題に関する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(1) 基本的考え方

■いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止推進対策法第3条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び仙台市いじめの防止に関する条例（平成31年4月条例。以下「条例」という。）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。（法3条より）
- いじめの防止等のための対策は、学校が、図部手の児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用間及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行う側にも受ける側にもなり得るとの認識のもと、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行われなければならない。
- いじめの防止のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用間及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資すると認識に立って取り組まれるものとする。（条例3条より）

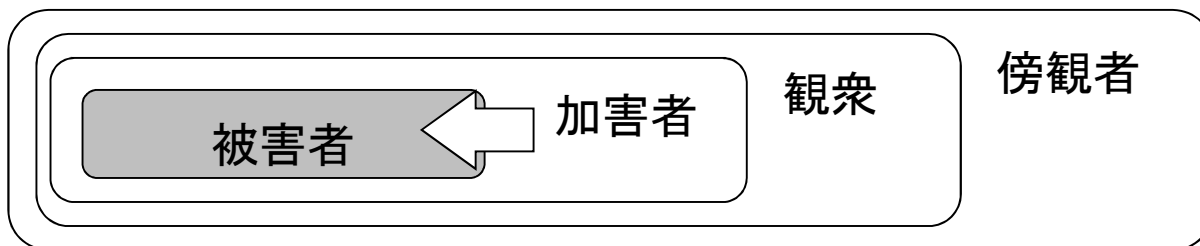
■いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子供といじめている子供との関係だけでとらえることはできない。いじめには役割があり、「四層構造」になっている。まず、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）がいる。さらに観衆としていじめをあおったり面白がったりしている者、最後にいじめを見て見ぬふりをしている傍観者がいる。これをいじめの四層構造という。いじめの当事者だけでなく周りの子供たちへの指導も大切であり、集団の中でいじめを許容する雰囲気を変えていかないといじめはなくなる。



2 いじめの未然防止のために

生出小学校スローガン

『かしこく やさしく たくましく ～いじめのない生出小学校』

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

学校生活において、子供同士のトラブルは、日常的なものである。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが重要である。

■いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための4つの柱

- ◇ 他者を思いやり、いじめを許さない子供を育てる教育活動
- ◇ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
- ◇ 教職員間での継続的な情報共有
- ◇ 教育相談体制の充実

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方ではなく、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められており、子供を被害者にさせないだけでなく、加害者にもさせない「未然防止」に努めなければならない。

◇ 他者を思いやり、いじめを許さない子供を育てる教育活動

- ・「いじめのない生出小学校」に向けた児童の主体的な取組を促進する。
- ・「道徳」「学級活動」「自分づくり」「たてわり活動」を中心に、学校教育活動全体を通じて、いじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。
- ・協働型学校目標、メディアコントロール力の育成を通して自制心を養う。

■学級経営の充実

- ・進んであいさつし、やさしい言葉遣いができる学級づくりをすすめる。
- ・受容的、共感的態度で接し、子供たち一人一人のよさが発揮され、互いに認め合える学級作りをすすめる。
- ・子供の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ・児童の実態を日々の観察、「振り返りカード」等の活用により把握する。
- ・自らの学級経営の在り方を定期的に点検・修正する。

■児童が主体的に参加・活躍できる授業づくり

- ・「自己決定」・「自己存在感」・「共感的人間関係」のある授業づくり・学級づくりをすすめる。
- ・児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくり・場づくりをすすめる。
- ・道徳や学級活動の中で、いじめを題材として取り上げ、話し合い活動を通していじめの未然防止や解決の手立て、いじめの心理について学習する。

■児童が主体的に参加・活躍できる活動の場づくり

- ・児童が主体的に参加・活躍できるような「たてわり活動」・「異学年交流活動」を計画的に実施する。
- ・内容を工夫し、「学校行事」・「児童会行事」を通して児童の思いやりの心を育む。

3 いじめの早期発見・早期対応のために

仙台市は、『いじめはしない・させない・許さない』の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む」学校づくりをすすめています。

(1) いじめの早期発見・早期対応への取組

◇ 継続的な情報共有と、いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組

- ・学校独自の「いじめ対応マニュアル」を策定し、教職員がいじめを把握した場合の報告のルートやその後の対応協議など、組織的な情報集約化や組織的な把握のための校内体制づくりを策定する。
- ・定期的ないじめの実態把握調査（毎年11月に全市的に実施するもの）に加え、「振り返りシート」の定期的な実施（年5回）、チェックリストを活用した見取り、いじめ防止「きずな」宣言シートへの宣言文の書き込み、年2回の全児童対象の児童面談（7月と11月）など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施・推進する。

◇ 教育相談体制の充実

- ・いじめの相談体制を児童、保護者に周知し、児童、保護者の相談しやすい環境を整える。
- ・「いじめ対策委員会」・「いじめ調査委員会」を組織し、いじめに対して全校体制で取組む。
- ・いじめの防止等に関する学校の取組状況を学校だより等で広報したり、PTAとの共催による研修会を実施したりして、地域や家庭との連携を十分に図る。

■生出小学校のいじめ相談窓口

電話番号；022-281-2033

学級担任、学年主任、養護教諭、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策担当、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター

(2) いじめを早期発見する手立て

- 「担任会」・「職員会議」等での児童情報交換を通しての発見
 - ・各担任からの気になる児童の様子や報告や研修から、児童のいじめの兆候を見付ける。
- 教師と児童との日常の交流を通じた発見
 - ・授業中や休み時間における児童との会話や活動を通して、気になる様子に目を配る。
- 「チェックリスト」を活用した複数の教員の目による発見
 - ・多くの教師が様々な学習活動を通して子供たちに関わることにより、発見の機会を増やす。
- 「いじめアンケート調査」や「振り返りシート」(年5回)の実施による発見。
 - ・児童の記述を精査し、いじめの兆候が伺われるときには、本人・関係児童の聞き取りをする。
- 保護者からの相談や地域からの連絡
 - ・いじめに関する学校の考え方や取組を周知し、共通認識にたった上で協力を求める。
- 教育相談を通じた把握
 - ・定期的な児童面談(年2回)と共に、児童が希望するときにはすぐに面談ができる体制を整え、十分に話を聞くようにする。
- いじめ防止「きずな宣言シート」の内容の振り返り
 - ・児童の反省を基にして、受容的態度を基本に指導を行い次年度につなげる。
- 7年部教職員による見回り・見守り
 - ・日常活動として行っている校舎内の見回りの中で、普段から児童を見守る。

4 いじめの発見から解決まで

■発見から指導，組織的対応の展開

1 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・ノート、持ち物等から気になる状況を見発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・アンケートやチェックリストから発見
- ・教職員からの情報提供
- ・地域住民からの情報提供

独断で判断して、
解決を焦らない

必ずいじめ対策担当・
管理職に報告

- ▲担任が陥りやすい傾向
- ・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
 - ・指導力が否定されたと感じる
 - ・解決を焦る

(報告の経路)

最初に認知した
教職員

学級担任

いじめ対策担当

教頭

校長

※ 生徒指導 第一報情報共有シートへの記載(メモ程度OK) → いじめ指導記録カードへの記載

2 いじめ防止対策委員会

重大事態

いじめ調査委員会

校長，教頭，教務，生徒指導主任，いじめ対策担当，保健主事，該当児童担任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，SC

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・発見までの経緯
 - ・いじめの態様、関係者（被害者、加害者、周囲の子供）の特徴
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認 ・記録の蓄積
- (3) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当
 - ・保護者、関係機関への対応担当
(※市教委への事故一報、随時続報)

4 事実の確認と支援・指導

〈事実確認の際の留意事項〉

- ・事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

〈事実確認の段階ではないこと〉

- ・被害者と加害者を同じ場所で事情を聞くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。

(1) 被害者（いじめられた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子供の味方になる。
- ・子供の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・保護者と共通理解に立って対応することを基本とする。

【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、子供が話しやすい環境をつくる。
- ・子供の話にじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子供のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の子供との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

▲「あなたにも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- ・電話による連絡や連絡ノートの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。

【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、子供が話しやすい環境をつくる。
- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場をじっくり聴き、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・関係機関との連携を図って再発の防止に必要な対応を行う。

▲被害者側の話だけで判断して、安易に謝らせて終わりするといった指導はしない。

【経過観察】

- ・連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら気持ちの変化を見守っていく。
- ・授業、学級活動等を通して、友人とのよい関係づくりを指導・支援する。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・具体的な事実を知っている子供には、個別に話を聞く。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分たちも加害者の一員であることの自覚をもたせる。
- ・いじめを止めたり、教師に知らせたりすることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・これからどのように行動したらいいのか、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察】

- ・授業や学級活動、学校行事等を通して、お互いを認め合う集団づくりをしていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(4) 保護者との連携

【いじめられている子供の保護者との連携】

- ・事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校とし徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等について情報提供を受ける。
 - ・いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への直接の抗議などは避けることを依頼する。
 - ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスには、いじめはない」などという。
→事実を調べ、いじめがあれば子供を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

【いじめている子供の保護者との連携】

- ・(被害者側に確認した上で) 確認できた事実をできる限り面談を行って直接伝え、学校で把握した事実を正確に伝える。(食い違っている部分は無理にすり合わせない)
- ・相手の子供の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校としては事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。一方で「見解の相違」があることは許容される。

【保護者との日常的な連携】

- ・年度当初から、PTAでの話し合いの場、学校だよりや学校 web 等で、いじめ防止に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか(マニュアル本項)、学級懇談会や面談を通じて対応の方針等を明らかにしておく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

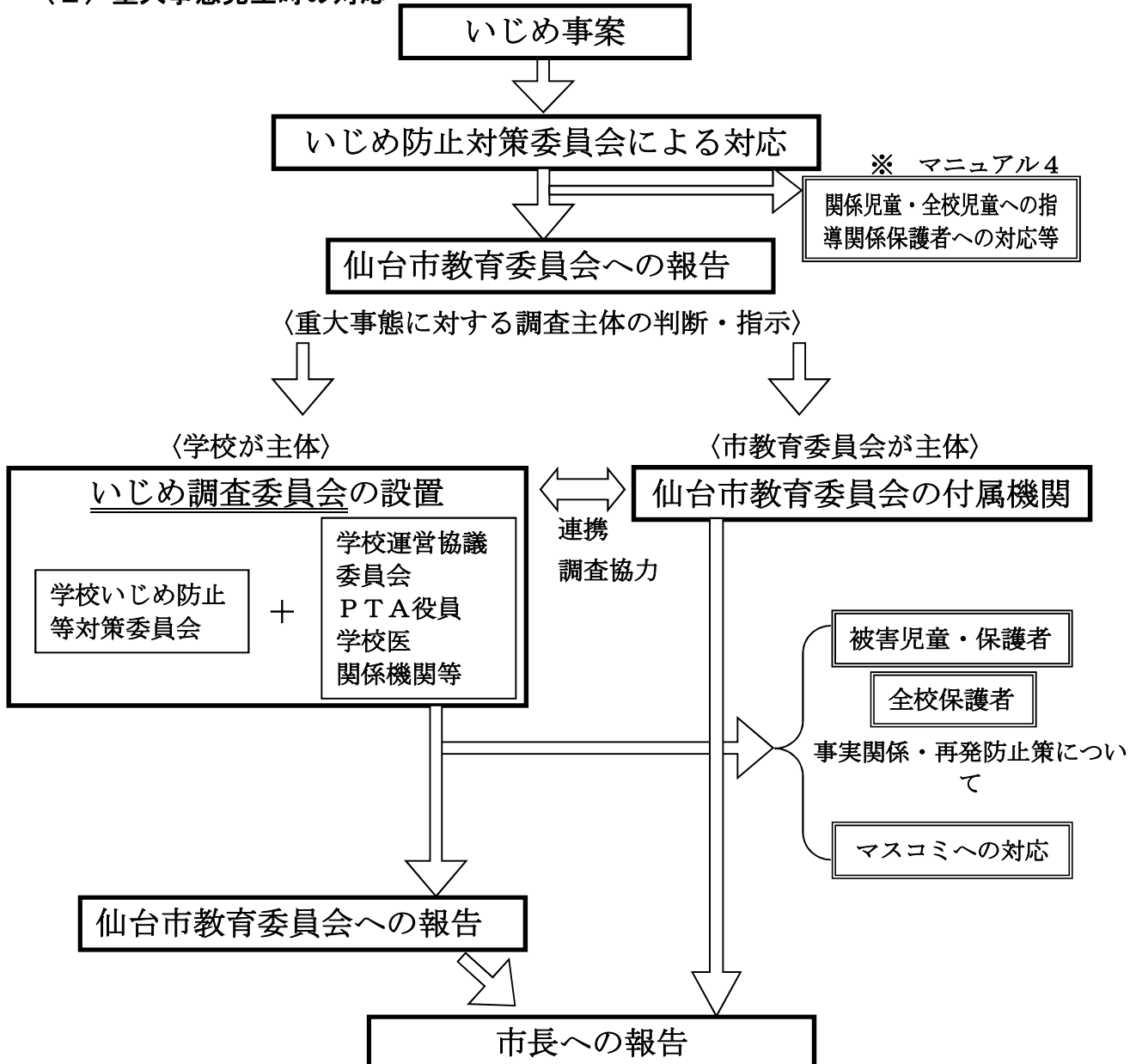
- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- など

※「相当の期間学校を欠席」とは

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(2) 重大事態発生時の対応



6 関係資料

■ 「仙台市立生出小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト」

『仙台市立生出小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト』

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気付き、早期に対応することです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

○学級に次の項目にあてはまる児童がいればチェックし、指導に生かしてください。

- ※ 基本、月に一度はチェック項目を見直し、どんな項目があるかを把握しておくとともに、クラスの子供たちの様子と照らし合わせる。
- ※ どれか一つ、あるいは幾つかの項目が当てはまる子供がいる場合は、他の項目もチェックし、声掛け、聞き取りを行う。

時間帯	チェック	項 目
朝の会		遅刻・欠席が増えている。
		始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
		表情がさえず、うつむきがちになる。
		出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
		持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時		忘れ物が多くなる。
		用具・机・椅子等が散乱している。
		周囲が何となくざわついている。
		一人だけ遅れて教室に入る。
		席を替えられている。
授業中		頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
		保健室によく行きたがる。
		グループ分けで孤立しがちである。
		正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわめく。
		テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間		教室や図書室に一人でいることが多い。
		今まで一緒だったグループから外れている。
		訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
		友達と一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
		理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給食時		机を寄せて席を作ろうとしない。
		その子供が配膳すると嫌がられる。
		食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛られる。)

		食欲がない。
		笑顔がなく、黙って食べている。
清掃時		その子供の机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
		その子供の机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりしている。
		他の子供と一人離れて清掃している。
		皆の嫌がる分担をいつもしている。
		目の前のゴミを捨てられる。

時間帯	チェック	項目
放課後		下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っている。
		玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
		みんなの持ち物を持たされている。
		通常の通学路を通らずに帰宅する。
		靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他		教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
		叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
		独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
		教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
		宿題や集金などの提出が遅れる。
		刃物など、危険なものを所持する。

■いじめの聴き取りシートの共通化

①軽微な事案，事実が明らかな事案，即解決が見込める事案についての簡易版聴き取りシートの活用（別紙1）

- ・聴き取りシートと報告書が両面印刷されているシート

②事実が曖昧な事案，重大事案についての聴き取りシートの活用（別紙2）

- ・上記のような場合や，同時に聴き取りが困難な場合は丁寧な聴き取りと対応が求められるため，こちらのシートで聴き取りを行う。

③経過観察チェックシート（継続指導中のいじめ事案，解消済みのいじめ事案に関して定期的に対応状況をチェックする様式）（別紙3）

指導1週間後，1か月後など定期的にチェックを行う。

※②いじめ指導記録カードとともに保管する。

■いじめに関する相談機関（仙台市）

相 談 機 関 名	電 話 番 号	相 談 時 間
24時間いじめ相談専用電話 (仙台市教育委員会)	0120-81-2455	24時間 365日
仙台市教育相談室 (仙台市教育委員会)	214-0002	平日9:00~17:00
いじめ相談受付メール (仙台市教育委員会)	soudan@city.sendai.jp	
仙台市児童相談所	718-2580	平日8:30~17:00
親子こころの相談室 (仙台市児童相談所)	219-5220	平日8:30~17:00
仙台市子供相談支援センター	214-8602	平日8:30~18:00
ヤングテレホン相談 (仙台市子供相談支援センター)	0120-783-017	24時間 365日
子育て何でも電話相談 (仙台市子供相談支援センター)	216-1152	平日8:30~17:00
24時間子供 SOS ダイアル (文部科学省)	0120-0-78310	24時間 365日
いじめ110番 (宮城県警察本部)	221-7867	24時間 365日
少年サポートセンターせんだい	266-8655	平日9:00~17:45
子どもの人権110番 (仙台法務局)	0120-007-110	平日8:30~17:15
仙台いのちの電話 (社会福祉法人)	718-4343	24時間 365日
チャイルドライン (特定非営利法人チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	月~土 16:00~21:00

いじめ防止 年間計画

令和3年度

4月	生徒指導情報交換会（職員会議） 授業参観・懇談会 学年部会・担任会 振り返りシート① いじめ防止対策委員会	1年生を迎える会	
5月	職員会議（情報交換）学年部会・担任会 いじめ防止「きすな」宣言 記入	<u>たてわり清掃</u> 運動会 家庭訪問（自宅確認）	
6月	職員会議（情報交換）学年部会 フリー参観 振り返りシート②（面談直前） 児童個人面談（全員）～7月 いじめ防止対策委員会	なかよしタイム スチューデントシティ	
7月	職員会議（情報交換）学年部会 個人面談（保護者対象）	なかよしタイム 赤石分校閉校式 地域小中防災訓練	
8月	職員会議（情報交換）学年部会・担任会		
9月	職員会議（情報交換）学年部会 授業参観・懇談会 振り返りシート③ いじめ防止対策委員会	野外活動 なかよしタイム	
10月	職員会議（情報交換）学年部会・担任会	なかよしタイム 全校遊び	
11月	職員会議（情報交換）学年部会 いじめ実態把握調査 振り返りシート④（面談直前） 児童個人面談（全員）～12月 いじめ防止対策委員会	学習発表会 なかよしタイム	
12月	職員会議（情報交換）学年部会 教育相談週間（保護者対象任意面談） 学校評価アンケート フリー参観	なかよしタイム こどもの町	
1月	職員会議（情報交換）学年部会・担任会	なかよしタイム 全校遊び	
2月	職員会議（情報交換）学年部会 授業参観・懇談会	なかよしタイム	
3月	職員会議（情報交換）学年部会・担任会 学年引継ぎ 振り返りシート⑤ いじめ防止対策委員会	6年生を送る会	↓

【別紙1】簡易聴き取りシート (軽微な事案, 事実が明らかな事案, 即解決が見込める事案)

聴き取り日時：令和 年 月 日 () 時 分					聴き取り者	<input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> ()
関係者 氏名	年 組 番【 】	(加害 ・ 被害 ・ 周囲 ・ 不明)				
	年 組 番【 】	(加害 ・ 被害 ・ 周囲 ・ 不明)				
	年 組 番【 】	(加害 ・ 被害 ・ 周囲 ・ 不明)				

①いつ?	令和 年 月 日 () 【 】 ごろ	
②どこで?	校内	教室 (年) ・ 校庭 ・ 図書室 ・ 図工室 ・ 理科室 音楽室 ・ 廊下 ・ 階段 ・ トイレ ・ 体育館 ・ ()
	校外	
③誰に?		
④何をしているとき?	例) 朝の会の前に教室で過ごしているとき	
⑤何をされたのか (具体的に)	△「たたかれた」⇒○「右手で、お腹を3回、息ができなくなるくらい強く叩かれた。」	
⑥なぜそうなった のか?	例) なんとなく、言い合いになった、ふざけてじゃれあっていたらけんかになった	
⑦そのときの気持ち ちは?	例) とてもいやな気持ち, 悲しかった	
⑧その後の児童の 様子	例) ○○くんにごめんなさいをした	

※聞き取り後、管理職といじめ対策担当教諭に報告し、対策会議設定の有無の判断を仰ぐ。設定の必要がなければ、保護者対応をとり、裏面の報告書に必要事項を記入し回覧する。

保護者への 対応	被害児童 (/)	<input type="checkbox"/> 電話連絡 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 学校で面談 <input type="checkbox"/> 連絡帳	<input type="checkbox"/> 納得した (対応) <input type="checkbox"/> 納得しなかった⇒
	関係児童 (/)	<input type="checkbox"/> 電話連絡 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 学校で面談 <input type="checkbox"/> 連絡帳	<input type="checkbox"/> 納得した (対応) <input type="checkbox"/> 納得しなかった⇒
	関係児童 (/)	<input type="checkbox"/> 電話連絡 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 学校で面談 <input type="checkbox"/> 連絡帳	<input type="checkbox"/> 納得した (対応) <input type="checkbox"/> 納得しなかった⇒

令和 年度

校 長	教 頭	教 務	生徒指導担当	学年主任	1年担任	2年担任	3年担任	4年担任
5年担任	6年担任	わかば1	養護教諭		いじめ対策担当教諭			
					戻り			

いじめ事案報告書

記入日時	<input type="checkbox"/> 聴き取り日時と同じ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ()	
発生日時	<input type="checkbox"/> 聴き取り日時と同じ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 ()	
記入者	<input type="checkbox"/> 聴き取り者と同じ <input type="checkbox"/> ()	
報告先	<input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> 教務 <input type="checkbox"/> いじめ対策担当教諭	
管理下	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	
関係児童	<input type="checkbox"/> 聴き取り内容と同じ ※追加である場合 (), ()	
事案の概要	<input type="checkbox"/> 聴き取り内容と同じ ※追加の情報があれば記入 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [</div>	
保護者連絡	被害児童	<input type="checkbox"/> おもて面と同じ <input type="checkbox"/> 追加で連絡をした ※日付と内容⇒ <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [</div>
	関係児童	<input type="checkbox"/> おもて面と同じ <input type="checkbox"/> 追加で連絡をした ※日付と内容⇒ <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [</div>

経過観察チェックシート【1週間後】

月 日 () 現在	<input type="checkbox"/> 解消されている <input type="checkbox"/> 現在指導中	
点 検 事 項		点検結果
被害	①被害児童に対して、近況について声掛けするなど、必要なケアを実施しているか。	済 ・ 未
	②被害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を伝えるなど必要な連絡をしているか。	済 ・ 未
加害	③加害児童に対して、言動や生活の様子を観察するなど指導を継続しているか。	済 ・ 未
	④加害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を伝えるなど必要な連絡をしているか。	済 ・ 未
対応	⑤学校いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）において、その後の状況や対応について確認しているか。	済 ・ 未
	⑥再発防止のために、学級等での指導を継続しているか。	済 ・ 未

【別紙2】

聴き取りシート（共通フレーム①）

対象者年組・氏名	年 組	(男 ・ 女)		立 場	被害・関係(加害)・周囲	
聴き取り日時	月 日 () AM ・ PM : ~ :			聴き取り者		
聴き取り場所				記 録 者		
いつ	どこで	誰から(誰に)	何をしているとき (どのような状況で)	何をされたのか(したか)	なぜそうしたのか そのときの気持ち	その後どうしたか

※できるだけ具体的に、その場の状況をイメージできるように詳しく聴き取ります。(例)「たたかれた」⇒ 右手で、お腹を3回、息ができなくなるくらい強くたたかれた。

事実確認一覧表（共通フレーム②）

関連児童	被害児童【 】	関係(加害)児童【 】	目撃児童など【 】						
行為	被害側の訴え			関係(加害)側の聴き取り内容	一致した事実	食い違ふ点	学校の対応	保護者の意向	備考
1.	いつ	どこで	誰に されたこと						
	令和 () 年								
	／								
2.	いつ	どこで	されたこと						
3.	いつ	どこで	されたこと						

校 長	教 頭	教 務	生徒指導担当	学年主任	1年担任	2年担任	3年担任	4年担任
5年担任	6年担任	わかば1	養護教諭		いじめ対策担当教諭			
					戻り			

い じ め 事 案 報 告 書 第 報

記入日時				記入者			
発生日時				管理下	内 ・ 外		
報告日時				報告先			
関 係 者 氏 名	被害者	年 組					
	加害者	年 組					
事 案 の 概 要							
指 導 の 経 過 ・ 方 向 性							
保 護 者 連 絡 ※ 連 絡 日 時、保 護 者 の 反 応 や 要 望 に つ い て							

1週間後 月 日現在 解消されている 現在、指導中である

No.	点検事項	点検結果
①	被害 被害児童に対して、近況について声掛けするなど、必要なケアを実施しているか。	済・未
②		被害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を伝えるなど必要な連絡をしているか。
③	加害 加害児童に対して、言動や生活の様子を観察するなど指導を継続しているか。	済・未
④		加害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を伝えるなど必要な連絡をしているか。
⑤	対応 学校いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)において、その後の状況や対応について確認しているか。	済・未
⑥		再発防止のために、学級等での指導を継続しているか。

【特記事項】

校長	教頭	教務	生徒指導	主任	担任

記入者 _____

例 1か月後 月 日現在 解消されている 現在、指導中である

No.	点検事項	点検結果
①	被害 被害児童に対して、近況について声掛けするなど、必要なケアを実施しているか。	済・未
②		被害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を定期的に伝えるなど必要な連絡をしているか。
③	加害 加害児童に対して、言動や生活の様子を観察するなど指導を継続しているか。	済・未
④		加害児童の保護者に対して、学校での本人の様子を定期的に伝えるなど必要な連絡をしているか。
⑤	対応 学校いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)において、その後の状況や対応について確認しているか。	済・未
⑥		再発防止のために、学級等での指導を継続しているか。

【特記事項】

校長	教頭	教務	生徒指導	主任	担任

記入者 _____